

総務企画委員会記録
<第1号>

平成23年第3回沖縄県議会（臨時会）

平成23年4月25日（月曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成23年4月25日 月曜日
開 会 午前10時18分
散 会 午前10時28分

場 所

第4委員会室

議 題

1 乙第1号議案 専決処分の承認について

出 席 委 員

委 員 長	當 間 盛 夫 君
副 委 員 長	山 内 末 子 さん
委 員	吉 元 義 彦 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	高 嶺 善 伸 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	金 城 勉 君
委 員	糸 洲 朝 則 君
委 員	新 垣 清 涼 君
委 員	上 里 直 司 君

委員外議員 なし

欠席委員

島袋 大君

説明のため出席した者の職・氏名

総務部長 兼 島 規 君

○當間盛夫委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案専決処分の承認についてを議題といたします。

なお、ただいまの議案は、本日の本会議において本委員会に付託されております。

本日の説明員として総務部長の出席を求めております。

乙第1号議案専決処分の承認について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 それでは、乙号議案の説明をいたします。

お手元の資料、平成23年第3回沖縄県議会（臨時会）議案をごらんください。

1ページをごらんください。

乙第1号議案専決処分の承認について、御説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が、平成23年3月31日に改正され、同年4月1日から施行されることになりました。

これに伴い、県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったところであります。

この議案は、同法同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

改正内容を申し上げますと、過疎地域において、製造業、情報通信技術利用事業—いわゆるコールセンター及び旅館業を行う者が、過疎地域特別償却適用施設を新設または増設した場合、事業税、不動産取得税及び固定資産税を免除する措置を行っておりますが、その適用期限を平成25年3月31日まで2年延長することです。

以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 現在、コールセンターや旅館業等が一部課税免除されていて、平成23年3月31日に切れることになっていたけれども、それを延長しましょうというだけの話ですよ。内容的な変更はないわけですよ。

○**兼島規総務部長** そのとおりでございます。内容的には変更はございません。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** この間の具体的な実績はどうですか。

○**兼島規総務部長** 過疎地域につきましては、現在、18市町村ございますけれども、適用を受けるのは全部で17町村でございます。その17町村の実績でございますが、そういった制度ができてから昭和60年度から平成22年度までの実績があるわけですが、課税免除の実績は約1億5500万円、32件となっております。税目別に言いますと、不動産取得税がほとんどを占めておりまして、1億3800万円、26件。事業税が約1700万円、6件であります。過去3年程度は、実を言うと実績がほとんどございません。そういう状況でございます。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から、最近、実質的な効果が出ていない理由について質問があった。それに対して、兼島総務部長から理由についての回答があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。
前田政明委員。

○**前田政明委員** 休憩中に兼島総務部長が説明した部分を、もう一度お願いします。

○**兼島規総務部長** 過疎地域というのは、今、17町村で適用されているわけですが、その部分とあわせて沖縄振興のための措置がございまして、例えば観光振興地域であるとか、離島地域であるとか、そういったところも同じような形の制度がありまして、優遇されているという関係で、過去3年について実績はほとんどございません。先ほど申し上げたのは、昭和60年度から平成22年度までの実績でございまして、過去3年については、ほぼ実績はないということでございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。
よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
どうぞ御退席ください。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。
議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法などについて協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより、乙第1号議案専決処分の承認について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案は、承認することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫